

産に属する権利で登記がされたものがあることを見つたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を嘱託しなければならない。

前項の規定は、同項に規定する処分の取消しがあった場合又は当該処分が効力を失った場合について準用する。

前二項の規定は、前条第一項の規定により第三十二条第一項の規定による処分の登記を嘱託した場合には、適用しない。

債務者の財産に属する権利で登記がされたものに關し第二十六条第一項又は第二項の規定による処分があつた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を嘱託しなければならない。

前項の規定は、同項に規定する処分の変更若しくは取消しがあつた場合又は当該処分が効力を失つた場合について準用する。

裁判所書記官は、第五十六条第一項第三号の規定による承認の取消しの決定が確定した場合において、次に掲げる登記があることを知つたときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

債務者の財産に属する権利で登記がされたものについて破産法第二百五十八条第一項第一号二号若しくは第二百五十九条第一項第一号（同条第二項において準用する場合を含む。）、民事再生法第十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、会社更生法第二百六十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は会社法第九百三十八条第三項（同条第四項又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定によりされた登記

手続終結の決定があつた場合又は再生計画認可の決定、更生計画認可の決定若しくは特別清算の決定が確定した場合において、第六十一条第二項の規定によりその効力を失つた承認援

助手続において第一項又は第四項の規定により登記があることを知つたときは、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を嘱託しなければならない。

前二項の規定は、前条第一項の規定により第三十二条第一項の規定による登記について准用する。

（非課税）

第十二条 前二条の規定は、登録のある権利について準用する。
（事件に関する文書の閲覧等）

第十三条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律又は第五十五条において準用する民事訴訟法の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下この条及び次条第一項において「文書等」という。）の閲覧を請求することができる。

3 前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4 前三项の規定にかかわらず、外国管財人等以外の利害関係人は、第二十五条第二項の規定による中止の命令、第二十六条第二項の規定による処分、第二十七条第二項の規定による中止の命令、第五十五条第一項の規定による処分、第五十八条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による中止の命令又は外国倒産処理手続の承認の申立てについての裁判があるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。

5 第一項の規定による決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

（民事訴訟法の準用）

第十五条 特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。

（最高裁判所規則）

第二章 外国倒産処理手続の承認

第十六条 この法律に定めるもののほか、承認援助手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（外国倒産処理手続の承認の申立て）

第十七条 外国管財人等は、外国倒産処理手続が申し立てられている國に債務者の住所、居所、営業所又は事務所がある場合には、裁判所に對

し、当該外国倒産処理手続について、その承認の申立てをすることができる。

2 前項の申立ては、当該外国倒産処理手続について、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令に相当する判断（第二十二条第一項において「手続開始の判断」という。）がされる前であつても、することができる。

3 外国管財人等は、第一項の申立てをした場合には、裁判所の定めるところにより、当該申立てをした外国管財人等に対し、承認援助手続にて係る外国倒産処理手続の進行状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

4 裁判所は、承認援助手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、第一項の申立てをした外国管財人等に対し、承認援助手続にて弁護士の中から代理人を選任することを命ずることができる。

（破産手続開始等の申立義務と外国倒産処理手続の承認の申立て）

第十八条 他の法律の規定により法人の理事又は特別清算開始の申立てをしなければならない場合においても、外国倒産処理手続の承認の申立てをすることがある。

（疎明）

第十九条 外国倒産処理手続の承認の申立てをするときは、外国倒産処理手続が申し立てられるに關する者（以下この条において「債務者等」といふ。）の住所、居所、営業所又は事務所があることを疎明しなければならない。

（費用の予納）

第二十条 外国倒産処理手續の承認の申立てをするときは、債務者等は、承認援助手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 費用の予納に關する決定に對しては、即時告をすることができる。

（外国倒産処理手續の承認の条件）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、外国倒産処理手續の承認の申立てを棄却しなければならない。

一 承認援助手續の費用の予納がないとき。

二 当該外国倒産処理手續において、債務者の日本国内にある財産にその効力が及ばないものとされていることが明らかであるとき。

8 第二十五条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による中止の命令、第五項の規定による

の規定による中止の命令があつた場合についての規定によつて、同条第九項の規定は第二項の規定による中止の命令があつた場合について準用する。

第二十八条 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するため必要があると認めるときは、判事

関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産手続
理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、
すべての債権者に対し、債務者の財産に対する
強制執行等の禁止を命ずることができる。この
場合において、裁判所は、相当と認めるとき
は、一定の範囲に属する債権に基づく強制執行
等又は一定の範囲に属する債務者の財産に対する
強制執行等を禁止の命令の対象から除外する
ことができる。

前項の規定による禁止の命令（以下「強制執
行等禁止命令」という。）が発せられた場合には、債務者
は、債務者の財産に対して既にされている強制
執行等（当該命令により禁止されることとなる
ものに限る。）の手続は、中止する。

裁判所は、強制執行等禁止命令を変更し、又
は取り消すことができる。

裁判所は、承認援助手続の目的を達成するた
めに特に必要があると認めるときは、債務者
は、即時抗告をすることができる。

（外国管財人がいない場合に限る。）若しくは承
認管財人の申立てにより又は職権で、担保を立
てさせて、又は立てさせないで、第二項の規定
により中止した手続の取消しを命ずることがで
きる。

強制執行等禁止命令が発せられたときは、債務
者に対する債権（当該命令により強制執行等
が禁止されているものに限る。）については、
当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経
過する日までの間は、時効は、完成しない。
(強制執行等禁止命令に関する公告及び送達等)

第二十九条 強制執行等禁止命令及びこれを変更
し、又は取り消す旨の決定があつた場合には、
その主文を公告し、かつ、その裁判書を外国管
財人等、承認管財人及び申立人に送達しなけれ
ばならない。

裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定とともに強制執行等禁止命令を発したときは、第二十三条第一項の規定による公告には、強制執行等禁止命令の主文をも掲げなければならぬ。この場合においては、前項の規定による公告は、することを要しない。

第一項の場合において、同項の裁判書の送達を受けた外国管財人等は、当該裁判書の内容を知っている債権者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

強制執行等禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、外国管財人等（承認管財人が選任されている場合には、承認管財人）に対する裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。

前条第四項の規定による取消しの命令及び同条第五項の即時抗告についての裁判（強制執行等禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。）があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。
(強制執行等禁止命令の解除)

第三十条 裁判所は、強制執行等禁止命令を発した場合において、強制執行等の申立人である債権者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるとときは、当該債権者の申立てにより、当該債権者に対しては強制執行等禁止命令を解除する旨の決定をることができる。この場合には、当該債権者は、債務者の財産に対する強制執行等をすることができ、強制執行等禁止命令が発せられる前に当該債権者がした強制執行等の手続は、続行する。

前項の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十八条第七項の規定の適用については、同項中「当該命令が効力を失つた日」とあるのは、「第三十条第一項の規定による解除の決定が効力を生じた日」とする。

第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告ができる。

前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第八条第三項本文の規定は、適用しない。
(債務者の財産の処分等に対する許可)

第三十一条 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、

は、債務者が日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとすることができる。ただし、承認管財人又は保全管理人がある場合は、この限りでない。

一 第二十五条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十六条第二項若しくは第二項の規定による処分、第二十七条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、強制執行等禁止命令又は第五十七条第二項、第五十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条第一項第一号、第六十条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による中止の命令が発せられたとき。

二 第六十二条第二項の規定により中止した外国従手続の承認援助手続があるとき。

3 第一項の許可を得ないでした法律行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

（管理命令）

第三十二条 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するため必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、債務者の日本国内における業務及び財産に關し、承認管財人による管理を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分（以下「管理命令」という。）をする場合には、当該管理命令において、一人又は数人の承認管財人を選任しなければならない。

3 法人は、承認管財人となることができる。

4 裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 管理命令及び前項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

（管理命令に関する公告及び送達等）

第三十三条 裁判所は、管理命令を発したときは、次項に規定する場合を除き、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 管理命令を発した旨及び承認管財人の氏名又は名称

二 債務者の財産（日本国内にあるものに限る。）の所持者及び債務者に対して債務（日本国内にある債権に係るものに限る。）を負担する者（第六項において「財産所持者等」という。）は、債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない旨

裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定とともに管理命令を発したときは、第二十三条第一項の規定による公告には、前項に掲げる事項をも掲げなければならない。

裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定をした場合には、その旨を公告しなければならない。

4 管理命令、前項の決定又は前条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

5 管理命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、承認管財人に対する裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。

6 管理命令が発せられた場合には第一項に掲げる事項を、第三項の決定があつた場合又は管理命令が発せられた後に外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定が確定した場合にはその旨を知っている財産所持者等に通知しなければならない。

7 第八条第四項の規定は、管理命令に關し公告及び送達をしなければならない場合については、適用しない。

（承認管財人の権限）

第三十四条 管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内における業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、承認管財人に専属する。

（承認管財人の財産の処分等に対する許可）

第三十五条 承認管財人が債務者の日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

裁判所は、日本国内において債権者の利益が不當に侵害されるおそれがないと認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

第一項の許可を得ないでした法律行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定及び同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十二条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十二条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百八十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日